

公益社団法人長野県看護協会長表彰規則施行規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県看護協会長表彰規則（以下「規則」という。）第2条及び第3条に基づく表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰推薦書類の提出)

第2条 被表彰者の推薦は、公益社団法人長野県看護協会（以下「本会」という。）支部長が次の書類をとりまとめ会長に提出するものとする。

- (1) 個人の場合は、公益社団法人長野県看護協会表彰推薦書（様式第1号）及び履歴書（様式第3号）
- (2) 団体の場合は、公益社団法人長野県看護協会団体表彰推薦書（様式第2号）

(推薦書類の提出期限)

第3条 前条に規定する表彰推薦書類の提出期限は、毎年1月末日とする。

(被表彰者の選考)

第4条 被表彰者の決定は、表彰審査機関の意見を聴いて会長が決定する。

- 2 表彰審査機関は、理事会をもって充てる。

(被表彰者選考順位)

第5条 個人の被表彰者推薦が多い場合の選考は、次の各号に規定する順序で行うものとする。

- (1) この規則の施行日以降に故人となった者
- (2) この規則の施行日以降に退職した者
- (3) 退職予定者
- (4) 会員歴の長い者
- (5) その他特に表彰を必要と認めた者

(被表彰者の資格)

第6条 規則第2条第1号から第3号に規定する会員歴の基準日は3月31日とする。

なお、会員歴には、県外で公益社団法人日本看護協会会員であった期間も含めるものとする。

(旅費)

第7条 被表彰者の旅費は、本会が負担する。

(規則の改正)

第8条 この規則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年12月1日から施行する。